

島根県報

第一、四五〇号
平成十五年三月七日
(金曜日)

目次

規則	保安林内証印使用規則を廃止する規則	(森林整備課)	一
告示	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 字の区域の変更(三件)	(地方課)	一
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業振興課)	四
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正	()	五
	島根どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	()	六
	土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	六
	換地処分(五件)	()	六
	土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	()	七
	保安林予定森林	(森林整備課)	七
	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定	(労働政策課)	八
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(県民課)	八
	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	八

教委告示

博物館に相当する施設の指定

公布された条例等のあらまし

◆保安林内証印使用規則を廃止する規則(規則第一〇号)

一 規則の概要

保安林内証印使用規則は、廃止することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

保安林内証印使用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第十号

保安林内証印使用規則を廃止する規則

保安林内証印使用規則(昭和三十一年島根県規則第三十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、美保関町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更す

る旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所 八束郡美保関町大字笠浦八九六一九番地先から同町同大字一三二二番地先に至る公有水面埋立地	面積 八二九・九五平方メートル	編入先の字 美保関町大字笠浦
--	--------------------	-------------------

(ただし、右地番は、平成十四年九月二十日現在のものである。)

島根県告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による木村地区基盤整備促進事業の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

一 出雲市所原町字榎ヶ谷に編入する区域

町	字	地	番
所原町	上河原	一一二〇五の一の一部、一一二〇五の二の一部、一一二〇六の一の一部、一一二〇七の一部、一一二〇八の一の一部	

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

二 出雲市所原町字中道上に編入する区域

町	字	地	番
所原町	上河原	一一九〇の二の一部、一一九八の二、一一九九の二、一一〇八の二	

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

三 出雲市所原町字竹ノ元に編入する区域

町	字	地	番
所原町	上河原	一一九〇の一の一部、一一九一の一部、一一九二の一部、一一九三の一部	
	木タツノ	一一七一の二の一部、一一七二の一部	

及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

四 出雲市所原町字山根に編入する区域

町	字	地	番
所原町	竹ノ元	一一七三の一部、一一七四の一部、一一八一の一部	
	木タツノ	一一五八の二の一部、一一五九の三の一部、一一六四の三の一部、一一六四の四の一部、一一六五の二の一部、一一七二の一部	

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

五 出雲市所原町字中道上に編入する区域

町	所原町	上河原	一一九〇の二の一部	地	番
字	山根	部、一一四九の二、一二五一の一部、一二五二の一部、一二五三の一部、一二五四の一部、一二五五の一部			
	竹ノ元	一一八一の一部、一一八二の二、一一八九の二			

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部並びに字中道上二二三三、一四〇六の三、一四〇七の一に隣接する道路である国有地の全部、字中道上二二三三の地先の道路・水路である国有地の全部

六 (ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)
出雲市所原町字タツノ木に編入する区域

町	所原町	山根	一三〇〇の二の一部	地	番
字					

及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

島根県告示第百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による西光坊地区(第一工区)非補助土地改良事業の換地処分告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十五年三月七日

出雲市野尻町字野尻西に編入する区域

町	野尻町	蛇喰	六一九の三	地	番
字	内	中原垣部	一一二八二の四、一二八二の七、一二八二の八、一二八二の九の一部		
	山	大年社	一一二八三の二の一部		
	後田南	山	一一二八八の一一の一部、一二八八の八三の一部、一二八八の九五		

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年九月十日現在のものである。)

島根県告示第百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鹿島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による鹿島町土地改良事業七田地区の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義
一 八束郡鹿島町大字上講武字七田堤ノ下に編入する区域

島根県知事 澄田信義

大字	字	地	番
上講武	七 田	二〇八三の一の一部	

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十一月十八日現在のものである。)

二 八東郡鹿島町大字上講武字七田に編入する区域

大字	字	地	番
上講武	七田堤ノ下	二〇六四の一の一部、二〇六四の二	
	七田家ノ下	二〇七〇の一から二〇七〇の四	
	犬カキ谷	二〇九四の三、二〇九四の四	

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年十一月十八日現在のものである。)

島根県告示第九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネラ イフケア	ハピネ居宅介護支 援センター出雲	出雲市渡橋町三〇三 番地三	平成十五年三月一日
つわぶき有 限会社	つわぶき居宅介 護 支援事業所	鹿足郡津和野町大 字 中座口六六番地	平成十五年三月一日

島根県告示第九十五号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要綱第三の二のイ、ウ及びオに掲げる者である場合			融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合		
		貸付期間が十一年以内の場合	貸付期間が十一年を超え十三年以内の場合	貸付期間が十三年を超え十五年以内の場合	貸付期間が十一年以内の場合	貸付期間が十一年を超え十三年以内の場合	貸付期間が十三年を超え十五年以内の場合
一 措置要綱第二の二の(一)の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・三五パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・四五パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・一パーセント	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二パーセント
	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年〇・八五パーセント	年〇・七五パーセント	年〇・六五パーセント	年〇・〇五パーセント	―
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・六パーセント	年一・五パーセント	年一・四パーセント	年〇・八パーセント	年〇・七パーセント
二 措置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年一・三五パーセント	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・五五パーセント	年〇・四五パーセント
		貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・一パーセント	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二パーセント
	大企業に貸し付ける場合	年一・一パーセント	年一・〇パーセント	年〇・九パーセント	年〇・三パーセント	年〇・二パーセント	
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	―	
	農業協同組合等に貸し付ける場合	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント	―	

附 則

1 この告示は、平成十五年三月七日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年二月二十日から適用する。

2 平成十五年二月二十日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依

命通知)第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百九十六号

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年二月二十日から適用する。

平成十五年二月二十日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信義

表中「年〇・四パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

島根県告示第九十七号

島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信義

別表貸付条件の欄中「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年三月七日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年二月二十日以降に貸し付けられる島根県どう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県どう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の新任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信義

大田市三瓶土地改良区

一 就任した役員の名氏及び住所

理事

- 原田 進 大田市三瓶町池田一九九五
 - 小谷 正美 大田市三瓶町池田一五五
 - 原田 忠芳 大田市三瓶町池田二〇二一
 - 大谷 義富 大田市三瓶町池田七四七
 - 前坂 定美 大田市三瓶町池田二三九
 - 柳浦 好則 大田市三瓶町池田一九九
 - 松尾 操 大田市三瓶町池田三二一
 - 市 俊治 大田市三瓶町池田三二七二二
 - 湯浅 英行 大田市三瓶町池田二一九一五
 - 宮脇 久喜 大田市三瓶町池田七〇九一
- 監事
- 藤原 真章 大田市三瓶町池田二〇〇一四
 - 小原 実 大田市三瓶町池田三五六一四
- 二 就任年月日
平成十四年十一月十三日

島根県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十一日付で県営土地改良事業に係る飯石北地区井原谷工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第五工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第六工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第十五工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十六日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区黒淵工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
簸川郡湖陵町土地改良区	大山地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十五年一月二十四日

島根県告示第二百五十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字山本イ六一四、イ六一六、イ六一七の一、イ六一七続一、イ六三七の六、イ六三七の七、イ一六六二、イ一九一九、イ一九一九の一、イ一九一九の二、四見町大字紙祖イ一四九三、イ一七〇八、イ一七二〇の一からイ一七二〇の三まで、イ一七二三、イ一七二三の一、イ一七二四、イ一七二四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山本イ六一六、イ六三七の六、イ六三七の七、イ一六六二、大字紙祖イ一四九三、イ一七〇八、イ一七一〇の一からイ一七一〇の三まで、イ一七一一、イ一七一一の一、イ一七一一四、イ一七一一四の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百六号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第九条の十八の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定したので、同法第九条の二十において準用する同法第九条の十二第二項の規定に基づき告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 名称及び住所
社会福祉法人いわみ福祉会
- 二 事務所所在地
那賀郡金城町大字七条ハ五五九番地二
浜田市殿町七五番地八

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 申請のあった年月日
平成十五年二月二十五日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根
- 三 代表者の氏名
山本 謙

- 四 主たる事務所の所在地
島根県松江市西嫁島三丁目一番一三号

- 五 定款に記載された目的
この法人は、島根県内各地域、特に宍道湖周辺地域を中心とする斐伊川水系流域の地域の振興に資する事業を行い、もって住みやすい活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 六 縦覧に供する書類

- 七 縦覧期間
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

- 八 縦覧場所
申請書を受理した日から二月間

- 九 縦覧場所
県政情報センター(県庁南庁舎一階)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 開発区域
浜田市原井町八五二番地三 外七筆

面積 四、六三九・三四平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

浜田市西村町九四四番地

有限会社和幸コンサルタント 代表取締役 辻野春雄

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する、博物館に相当する施設として平成十五年三月七日次のとおり指定した。

平成十五年三月七日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

施設名	所在地	設置者
島根県立三瓶自然館	大田市三瓶町多根一二二番八	島根県

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月七日印刷
平成十五年三月七日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)